



# 盛岡地域企業家賃補助事業

月額家賃の半分相当を1店舗あたり最大30万円まで補助します

## 補助対象者

次の①～⑤のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①盛岡市内において店舗等（テナント含む）を賃借している中小企業者。
- ②賃借している店舗が定められた業種に該当すること。（裏面参照）
- ③令和2年4～9月のいずれか1月の売上高が50%以上減少していること。
- ④申請時において事業を営んでおり、今後も盛岡市内で事業活動を行う意思のある方。
- ⑤市税を滞納していない方。

※ 宗教法人、政治団体、性風俗関連特殊営業を行っている者、反社会的勢力と関係を有する者は該当しません。

## 補助額

令和2年4月以降9月までの期間で、売上が50%以上減少した月から連続した最大3か月分の家賃について、1ヶ月あたり家賃の1/2相当を補助します。（変動費・消費税を除き、1000円未満切り捨て。ただし、1か月分10万円を限度とし、3か月分まで。最大30万円。）

※売上の減少が発生した月によっては、3ヶ月分補助できない場合があります。

## 対象となる家賃

- 令和2年4月から9月までの間に支払いを行った分の家賃。（最大3か月分まで）
- 水道光熱費等の変動費や消費税が含まれている場合は、これを除きます。
- 賃貸者（所有者）が申請者本人や申請者の親族、法人の代表者である場合は対象外です。
- 店舗兼住宅の場合、店舗部分のみ対象となります。

## 交付までの流れ

- ①申請書類の提出… ご提出いただいた書類に不足不備等あればご連絡します。
- ②審査・決定… 商工会議所より「決定通知書」を送付します。
- ③補助金振込… 審査終了後、2週間程度でご指定の口座に振り込みます。

## 申請期間・方法

令和2年5月21日(木) から10月15日(木)まで。（当日消印有効）

下記URLより様式・マニュアルをダウンロードし、必要書類を下記あてに

**郵送**してください。 <※ 感染拡大防止のためご協力をお願いします。>

盛岡商工会議所ホームページ <http://www.ccimorioka.or.jp>

## 郵送先 お問合せ

〒020-8507 盛岡市清水町14-12

盛岡商工会議所 産業振興部 家賃補助係あて

TEL 019-624-5880(代) 専用FAX 019-626-1688

※ お問合せ受付は、土日祝日を除く平日9:00～17:00まで

★申請の前に「申請マニュアル」を一読してください。

マニュアルは商工会議所ホームページからダウンロードできます。

## 申請書類等

- ①交付申請書（様式第1号）
  - ②完了報告書兼請求書（様式第11号）
  - ③誓約書
  - ④売上の減少を比較する月の売上と前年同月の売上がわかる書類
    - ・決算書の写し、帳簿等の写しなど。
    - ※創業後1年未満の方は、別途ご相談ください。
  - ⑤家賃金額が確認できる書類
    - ・賃貸借契約書、利用契約書等の写しなど
  - ⑥家賃領収書等の写し
    - ・連続する3か月分の領収書の写し。（売上が減少した月以降のもの。）
    - ・口座引き落としの場合は、引落とし状況が確認できる通帳の写し。
  - ⑦申請日時点で盛岡市内で事業を行っていたことが分かる書類
    - ・営業許可証の写し、確定申告書の写しなど
  - ⑧店舗の外観・内観がわかる最新の画像
    - ・店舗写真をプリントアウトしたものなど。店舗ごとに必要です。
  - ⑨振込先口座通帳の写し
    - ・預金口座の種別、取引支店名、口座番号等がわかるページの写し。
- ※前金払いを必要とする場合、「地域企業家賃補助事業補助金前金払請求書」（様式第13号）

## その他

- ・申請は、1店舗等につき1回限りです。
- ・提出書類に不足等がある場合、事務局よりご連絡いたしますので、申請書類のコピーを取っておいてください。
- ・当所では申請手続きに関するご質問のみお受けいたします。制度内容等に関するご意見は、盛岡市経済企画課（TEL613-8389）あてにお願いします。
- ・国でも家賃補助事業について検討を行っておりますが、詳細については不明です。今後の情報に注意しながら申請をご検討ください。

## 対象業種

日本標準産業分類（H25年10月改定）に記載されている、中分類39情報サービス業、40インターネット付随サービス業、56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、59機械器具小売業、60その他小売業、73広告業、75宿泊業、76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス、78洗濯・理容・美容・浴場業、79その他の生活関連サービス業、80娯楽業、82その他の教育学習支援、92その他の事業サービス業、95その他のサービス業に含まれる業種。

★制度の詳細内容は「申請マニュアル」をご覧ください。

マニュアルは商工会議所ホームページからダウンロードできます。